

そろそろやめませんか？ ごみのポイ捨て。



あなたが今捨てたごみを、
誰が拾うのか考えたことはありますか？
ポイ捨てされたごみは、そのまま消えてなくなるものではありません。
私たちが暮らす街をさらに快適な環境にするため、
日常から「絶対にポイ捨てをしない」心を大切に。



法律・条例に違反した場合、こんな罰則が科されます。



■軽犯罪法第1条第27号

「公共の利益に反してみだりにごみなどを捨てた者」

▶拘留又は科料

■道路交通法第76条第4項第5号・第120条第1項第9号

「道路において進行中の車両から物件を投げること」

▶5万円以下の罰金



■青森県空き缶等散乱防止条例第8条・第20条

「空き缶、空き瓶その他の空き容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は紙くずを捨ててはならない」

▶県が指定した重点地区（国立公園、県立公園、都市公園など24ヶ所）において違反した場合は、2万円以下の罰金



青森県空き缶等散乱防止条例では、こんな責務を定めています。

県民は、空き缶等の散乱の防止に努めなければなりません。

事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

たばこの製造事業者や販売事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行うよう努めなければなりません。

容器入りの飲料の販売事業者は、その販売する場所にその販売に係る空き容器を回収する容器を設置し、適正に維持管理するとともに、屋外に当該空き容器を回収する容器を設置したときは、その周辺の清掃を行わなければなりません。

容器入りの飲食料の製造事業者や販売事業者は、空き容器の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行うよう努めなければなりません。

旅行業、旅館業、旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者は、空き缶等の散乱の防止について観光旅行者に対する啓発を行うよう努めなければなりません。

土地の占有者や管理者は、県が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。